

令和4年第3回定例会
五ヶ瀬町議会会議録

開 会 令和 4年 9月 2日

閉 会 令和 4年 9月16日

五 ヶ 瀬 町 議 会

1 目 目

令和4年第3回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(初 日)
令和4年9月2日

○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期の決定について
日程第 3. 諸般の報告
日程第 4. 行政報告
日程第 5. 報告第11号
専決処分の報告について
(工事請負契約の変更について)
日程第 6. 報告第12号
五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について
日程第 7. 報告第13号
五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率について
日程第 8. 議案第31号
五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意について
日程第 9. 議案第32号
人権擁護委員候補者の推薦について
日程第10. 議案第33号
令和3年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第11. 議案第34号
令和3年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
日程第12. 議案第35号
令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて
日程第13. 議案第36号
令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
日程第14. 議案第37号
令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につい
て
日程第15. 議案第38号
令和3年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について
日程第16. 議案第39号
令和3年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第17. 議案第40号
五ヶ瀬町職員の育児休業等関する条例の一部改正について
日程第18. 議案第41号
五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
日程第19. 議案第42号
令和4年度五ヶ瀬町一般会計補正予算(第2号)について
日程第20. 議案第43号
令和4年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)に
ついて
日程第21. 議案第44号

- 令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第22. 議案第45号
令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第23. 議案第46号
令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第24. 議案第47号
令和4年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第25. 議案第48号
工事請負契約の締結について

○ 出席議員（6名）

3 番 田中 春男 議員	4 番 太田 保義 議員
5 番 渡邊 孝 議員	6 番 佐藤 成志 議員
7 番 綾 健一 議員	9 番 甲斐 政國 議員

○ 欠席議員（2名）

1 番 甲斐 義則 議員	2 番 小笠原 将太郎 議員
--------------	----------------

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	小迫 幸弘
教 育 長	渡木 秀明
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	濱川 哲一	農 林 課 長	増永 稔
総 務 課 長	田原 昭生	建 設 課 長	廣本 憲史
企 画 課 長	北島 隆二	会 計 室 長	垣内 広好
町 民 課 長	齊家 晃	教 育 次 長	菊池 光一郎
福 祉 課 長	武内 秀元	病 院 事 務 長	奥村 和平

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤 重喜	書 記	那須 香織
--------	-------	-----	-------

午前10時00分開会

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから令和4年第3回五ヶ瀬町議会定例会を開会します。

御報告します。本定例会において、タブレット端末の議場内使用を許可します。

次に、事前に申請許可を受けたもの限り、取材及び場内写真撮影を許可します。

本日の出席議員は6名です。1番、甲斐義則議員、2番、小笠原将太郎議員から、会議規則第2条第1項に基づき欠席届が提出されました。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政國君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、3番、田中春男議員、4番、太田保義議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から16日までの15日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から16日までの15日間と決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議会活動報告については、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、6月から8月の例月現金出納検査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、令和4年8月22日付、受理番号第7号、五ヶ瀬町商工会会長真野公憲氏から提出のあった商工業の振興及び地域経済の活性化に関する要望書及び令和4年8月24日付、受理番号第8号、一般社団法人宮崎県農業会議会長松田実氏、みやざき農業委員会女性ネットワーク会長後藤ミホ氏より連名で提出のあった農業委員・農地利用最適化推進委員への女性の積極的な登用に係る要請書につきましては、お手元に配付しております写しのとおりであります。本2件につい

ては、総務農林常任委員会に付託しました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第4、行政報告を行います。

町長より行政報告の申出がありましたので、これを許します。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 行政報告。

令和4年第3回五ヶ瀬町議会定例会開会に当たり、本年6月定例会以降の行政経過について御報告を申し上げます。

この間、6月定例議会で御承認を賜りました濱川副町長に7月1日より就任をいただき、新体制の下、各種事業の推進を行ってきております。

7月28日に、故村中眞信氏の五ヶ瀬町名誉町民推戴式を行いました。改めて、村中様の御功績やその政治姿勢を振り返り、これからのまちづくりへの思いを新たにいたしましたところ です。

この間の行政運営につきましては、コロナウイルス感染症陽性者が多数発生し、県では医療非常事態宣言が発せられるなど、本町においてもコロナ対応をベースに行政運営を行うことを余儀なくされてきました。

今回の行政報告については、2点、新型コロナワクチン接種の状況について、それからマイナンバーカード取得の推進についての御報告をさせていただきます。

まず最初に、福祉課が所管しております新型コロナワクチン接種の状況につきまして御報告申し上げます。

本町では、4回目の対象となります60歳以上の方及び18歳から59歳までの基礎疾患を有する方のワクチン接種を7月25日から始めており、8月26日現在で1,075人の接種を完了し、61.3%の接種率となっております。

現在の対象者は4回目の接種となりますが、感染者の増加に伴い、1回目から3回目までの接種者も受け入れている状況でございます。国が示しております特例臨時接種の実施期間は9月30日までとなっております。9月30日までに接種を終えるスケジュールで動いております。

新型コロナワクチン接種の状況につきましては以上でございます。

次に、町民課が所管しますマイナンバーカードの推進について御報告をいたします。

マイナンバーカードは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・平等な社会を実現する社会基盤となるものです。

国は今年度、ほとんどの国民がマイナンバーカードを取得する想定で、順次、利活用できるよう準備を進めています。国から各自治体への取得率向上も強く求められています。

本町においても町民が不利益を被ることがないように、夜間や休日窓口での申請受付やコロナワクチン接種会場での受付など、カード取得推進について取り組んでおります。現在の取得率は約50%となっており、近隣町村と比べてもまだまだ低い取得率となっておりますので、引き続き取得率向上に努めてまいります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。

報告事項が3件、人事案件が2件、令和3年度一般会計及び特別会計決算認定が7件、条例の一部改正2件、令和4年度一般会計及び特別会計補正予算が4件、工事請負契約締結の承認が1件となります。

慎重なる審議を頂き、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

以上で行政報告といたします。

○議長（甲斐 政國君） これで行政報告は終わりました。

日程第5. 報告第11号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第5、報告第11号専決処分の報告について（工事請負契約の変更について）を議題としたいと思います。

本件について、町長から報告を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 報告第11号専決処分の報告について、提案理由の御説明を申し上げます。

専決処分をしましたのは、五ヶ瀬町役場庁舎解体工事における請負金額の変更であります。

同工事は、令和3年12月7日に契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、鉄くず類の増加により発生材処分費が減額となり、また、工事の連続性からアスファルト舗装及び花壇、フェンス撤去等を追加したことにより変更が生じたため、請負金額について9,845万円から7万2,972円を増額、9,852万2,972円に変更し、6月6日付で専決処分をしたものです。

以上で、報告を終わります。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、本件の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 3番、田中です。

ただいま報告第11号専決処分の報告について説明がありましたけれども、これ、専決処分日が6月6日となっております。第2回定例会は6月14日を初日で迎えておりますが、この第2回定例会に報告があってもよかったのではないかなと考えますが、できなかった理由をお聞きします。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（田原 昭生君） 総務課長です。田中春男議員の御質問にお答えします。

この件に関しましては、事務手続上、日付を遡って処分しましたので、6月議会での報告ができませんで、本議会での報告になっております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） はい、分かりました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。——ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これで報告第11号の報告を終わります。

日程第6. 報告第12号

日程第7. 報告第13号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第6、報告第12号五ヶ瀬町の財政健全化判断比率についてから、日程第7、報告第13号五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率についてまでの2件は、これを一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、報告第12号から報告第13号までの2件は、これを一括議題とします。

本2件について、町長から報告を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 報告第12号五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について御報告を申し上げます。

このたびの報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和3年度の決算数値に基づき算定された実質赤字比率など4つの財政健全化判断比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

以上で、報告を終わります。

報告第13号五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率について御報告を申し上げます。

このたびの報告は、財政健全化判断比率の報告と同様、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和3年度の決算数値に基づき算定された、それぞれの地方公営企業に係る資金不足比率について、監査委員の審査意見書を付して報告するものであります。

以上で、報告を終わります。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、本2件の報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら報告名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

なお、本2件については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、報告のみでありますので御了承願います。

日程第8. 議案第31号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第8、議案第31号五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第31号五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意について、提案理由の御説明を申し上げます。

教育委員会委員の任命につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条の規定に基づき、議会の同意を得て任命することになっております。

これまで御就任をいただいております寺本俊文氏の任期は、10月26日をもって任期満了となることから任命を行うものであります。引き続き就任を要請いたしましたところ、内諾を頂きましたので、任命同意の提案を行うものであります。

なお、任期につきましては、令和4年10月27日から令和8年10月26日までとなっております。寺本俊文氏の略歴につきましては、お手元の資料のとおりであります。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第31号五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第9. 議案第32号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第9、議案第32号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第32号人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の御説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を聞いて法務大臣に推薦しなければならないとされております。

今回、お願いいたしますのは、現在の委員の興梠美智宏氏であります。興梠氏につきましては、引き続き委員を継続いただきますことに内諾を頂いているところでございます。

任期は令和5年1月1日から3年間となっております。略歴につきましては、お手元の資料にありますとおり、人格的にも人権擁護委員として適格者であると存じます。

以上で、説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですので、これにて質疑を終結します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第32号人権擁護委員候補者の推薦については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第10. 議案第33号

日程第11. 議案第34号

日程第12. 議案第35号

日程第13. 議案第36号

日程第14. 議案第37号

日程第15. 議案第38号

日程第16. 議案第39号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第10、議案第33号令和3年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第16、議案第39号令和3年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件は、これを一括議題としたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号から議案第39号までの7件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本7件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第33号令和3年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度五ヶ瀬町一般会計は、歳入決算額50億4,051万8,561円、歳出決算額は49億5,463万7,523円で、歳入歳出差引き8,588万1,038円となっておりますが、このうち繰越明許費による翌年度に繰り越すべき財源を差し引きますと、実質収支は4,876万8,038円となりました。

歳入の状況ですが、町税につきましては、法人町民税は増加したものの、固定資産税の減少等により、収入額は前年度比1.6%減の2億9,065万7,000円となりました。

地方交付税は、臨時経済対策費の創設等による追加交付もあり、前年度比7.7%増の24億7,084万4,000円となりました。

国庫支出金は、令和2年度の特別定額給付事業や新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金の減少などにより、前年度比44.5%減の5億4,485万円となっています。

県支出金は、前年度比3%増の4億8,564万2,000円となりました。

寄附金は、企業版ふるさと納税が創設されたことに伴い、前年度比104.7%増の3,575万円となっています。

繰入金につきましては、新庁舎建設事業が完了し、それに伴う公共施設等整備基金の繰入額が減少したため、前年度比87%減の5,773万4,000円となりました。

また、地方債につきましては、新庁舎建設事業及びデジタル防災行政無線整備事業の完了により大幅に減少し、前年度比57.4%減の6億443万円となりました。

次に、歳出について、目的別に構成比の高い経費から見てみますと、総務費 11 億 4,657 万 3,000 円で 23.1%、民生費 8 億 1,720 万 4,000 円で 16.5%、農林水産業費 6 億 1,480 万円で 12.4%、衛生費 4 億 5,302 万 9,000 円で 9.1%、公債費 4 億 2,626 万 4,000 円で 8.6%、土木費 3 億 9,766 万円で 8.0%、教育費 3 億 2,149 万 4,000 円で 6.5%となっております。

また、性質別の経費につきましては、物件費が新型コロナウイルスワクチン接種費用と新庁舎の什器類など備品の増加で前年度比 20.3%増に、扶助費が住民税非課税世帯等臨時特別給付金及び子育て世帯臨時特例給付金により 36.4%増となる一方で、補助費等が令和 2 年度の特別定額給付金事業が完了したことなどにより 31.2%の減、普通建設事業費が新庁舎建設事業及びデジタル防災行政無線整備事業の完了などにより 52.7%減少しております。

以上が、一般会計決算の概要でございます。

次に、決算状況についてであります。財政の弾力性を示す経常収支比率は 87.2%と、前年度と比べ 1.8 ポイント改善する状況となっております。

また、令和 3 年度末の一般会計の地方債残高は、前年度末に比べまして 1 億 8,880 万 8,000 円増加し、43 億 2,848 万 4,000 円となりました。

令和 3 年度末の基金残高においては、ふるさと応援寄附金による五ヶ瀬町応援基金、公共施設等整備基金、地方財政法第 7 条に基づく減債基金、資金運用益による財政調整基金及び森林環境譲与税基金では積立が増えた一方、教育振興事業に活用する佐伯勝元教育基金、高齢者保健福祉事業等を支援する経費に充てるための地域福祉基金、人材育成事業への充当を行うふるさとづくり基金などでは取崩しを行っております。

基金全体では、前年度比で 2 億 1,052 万 8,000 円の増、30 億 8,022 万 4,000 円となりました。

さきに報告させていただきました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく各指標は、全て基準を満たし、健全性を維持しております。

これらのことから、五ヶ瀬町の財政状況は引き続き健全な状況を維持しているものと考えておりますが、経常収支比率が硬直化傾向で推移しており、主要な一般財源であります地方税や地方交付税は、新型コロナウイルス感染症対策における大規模な国債発行等、国の方向性に大きく影響され、今後の五ヶ瀬町の財政見通しは先行きの見えない部分もございます。

したがいまして、引き続き事業の選択と集中を徹底するとともに、健全な財政の堅持に努めていかなければなりません。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして、それぞれの担当課長から詳しく説明をさせます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第34号令和3年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本会計の歳入総額は7,802万1,043円、歳出総額は7,780万8,625円で、歳入歳出差引残額は21万2,418円となっております。

まず、決算書224ページの歳入について御説明いたします。

使用料及び手数料につきましては、各簡易水道の水道使用料、赤谷・坂本・兼ヶ瀬水道組合からの水質検査手数料となっております。その他、一般会計からの繰入金、前年度繰越金、雑入となっております。

次に、決算書226ページの歳出について御説明いたします。

簡易水道費につきましては、主なものとして水道施設の保安管理委託料、水道ビジョン策定に係る委託料、その他需用費、役務費となっております。

公債費につきましては、長期借入償還金の元金及び利子を支出しております。

決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして担当課長から説明させます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第35号令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

国保財政の安定的運営のため、財源の確保と医療費の抑制に努めてまいったところであります。

その事業運営を決算書240ページの歳入から御説明いたします。

歳入の要となります国民健康保険税につきましては、収納率は全体で90.31%で、前年度より1ポイント増加しております。

県支出金につきましては、保険給付費等の必要額を県から交付されるものです。

繰入金につきましては、人件費、事務費、保険税軽減措置及び保険者支援としての保険基盤安定負担金、財政安定化支援事業など、一般会計からの法定内繰入れであります。

諸収入は、国保税の延滞金、保険過誤給付の返納金が主なものであります。

続きまして、244ページの歳出を御説明いたします。

国保事業の69%の支出額を占める保険給付費は、前年度比8.5%の減であります。

国民健康保険事業費納付金は、県へ納める納付金であります。

保健事業費につきましては、主に特定健康診査及び特定保健指導を実施しており、前年度比5.9%の減であります。

諸支出金につきましては、直営診療施設勘定繰出金が主な支出であります。

決算額は、歳入総額5億6,180万3,302円、歳出総額5億4,074万5,694円、差

引残額2,105万7,608円を翌年度へ繰り越します。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会において担当課長から説明させます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第36号令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、令和3年4月に第4波、同年7月に第5波、令和4年1月に第6波と、感染力を増しながら拡大の一途をたどりました。医療機関では、いつ終わるとも知れない対応に困惑しながらも、未知の感染症患者と感染予防対策に迫られる1年でありました。

しかしながら、引き続き国保直診としての本来の役割である予防医療を全うするという観点から、また、健診事業や予防接種事業等の公衆衛生活動にも、福祉課や教育委員会と連携し取り組んでまいりました。

常勤医師の崔院長、岡崎副院長の派遣も継続され、熊本大学消化器外科、同じく循環器内科及び高千穂町国民健康保険病院から、耳鼻咽喉科医師を含め、診療体制を維持いたしました。

また、整形外科においては熊本の菊陽台病院から新たに医師を招聘し、毎週木曜日の午前、午後の診療枠を拡大することができました。

次に、西臼杵3公立病院の統合再編協議の経過ですが、令和3年4月に宮崎県及び西臼杵3町職員で構成する西臼杵地域公立病院統合再編準備室を高千穂町役場に設置をいたしました。

同年6月にまとめられました西臼杵地域公立病院部会検討報告書を基に、各町で住民、議会、職員向けの説明会を開催し、10月には西臼杵地域における医療連携に係る基本構想を公表するに至りました。

その後、3町公立病院職員によるワーキンググループ会議がスタートし、具体的な課題検討を進めております。

今後も関係機関とさらなる連携を図り、町民が安心して利用できる病院づくりに努めてまいります。

それでは、決算状況について、ページを追って説明をいたします。

決算書1ページ、第1款病院事業収益の決算額は6億2,373万4,544円、内訳は、第1項医業収益が4億4,388万5,558円、第2項医業外収益が1億7,984万8,986円となっております。

2ページ、第1款病院事業費用の決算額は6億1,627万489円、内訳は、第1項医業費用が6億852万6,856円、第2項医業外費用が660万4,447円、第3項特別損失が113万9,186円となっております。

3ページ、第1款資本的収入の決算額は2,357万8,000円で、内訳は、第1項町負担金

が2,192万8,000円、第5項補助金が165万円となっております。

4ページ、第1款資本的収支の決算額は7,545万8,122円、内訳は、第1項企業債償還金が5,155万5,023円、第2項建設改良費が2,390万3,099円となっております。

なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額5,188万122円は、損益勘定留保資金で補填を行いました。

次に、5ページ、損益計算書は、医業収益に対する医業費用、医業外収益に対する医業外費用に対比して記載しております。

1の医業収益から2の医業費用を差し引いた営業損失は1億5,709万9,736円、3の医業外収益から4の医業外費用を差し引いた利益は、6ページ、1億5,927万1,147円であります。収益から費用を差し引いた経常利益は217万1,411円でありました。

経常利益から5の特別損失を差し引いた当年度純利益は103万2,225円となり、前年度繰越欠損金2,502万3,365円を加えた当年未処理欠損金は2,399万1,140円の結果となりました。

次に、9ページを御覧ください。貸借対照表について御説明をいたします。

資産の部、1の固定資産は、有形固定資産、無形固定資産の合計で7億4,834万1,538円であります。2の流動資産は、現金預金、未収金、貯蔵品等の合計で3億7,546万8,620円であります。資産合計は11億2,381万158円となりました。

負債の部、3の固定負債合計は2億9,054万6,141円であります。

次に、10ページ、流動負債合計は1億261万6,406円、5の繰延収益合計は1億4,864万8,464円で、負債合計は5億4,181万1,011円となりました。

次に、資本の部、6の資本金合計は2億4,879万6,210円、7の剰余金合計は3億3,320万2,937円となり、資本合計は5億8,199万9,147円となりました。

負債と資本の合計額は11億2,381万158円となり、資産合計額と一致するものであります。

病院事業状況報告につきましては、11ページから22ページまでに記載しておりますが、詳細につきましては、委員会におきまして事務長から説明をさせます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく申し上げます。

議案第37号令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

令和3年度は第8期介護保険事業計画の初年度であり、安定した保険運営と地域包括ケアシステムの推進などの取組を進めてきました。今後も中長期的な視野に立って計画実行に努めていきます。

それでは、決算書282ページ、保険事業勘定の歳入から御説明いたします。

保険料につきましては、65歳以上の第1号被保険者の介護保険料で、現年度分の収納率は98.89%となっております。

使用料及び手数料は、介護保険料の未納者に対する督促手数料です。

国庫支出金及び県支出金につきましては、主に介護給付費に対する負担金と、国庫補助金として市町村の高齢化率等、地域の実情に応じて交付される財政調整交付金です。

支払基金交付金につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料に当たり、介護給付費等の負担割合に応じ、支払基金から交付されたものであります。

繰入金につきましては、介護給付費及び地域支援事業費に係る町負担金、人件費及び事務費について一般会計から繰り入れたものであります。

繰越金は、令和2年度からの繰越額です。

諸収入につきましては、地域支援事業の利用者負担金です。

次に、286ページの歳出について御説明いたします。

総務費につきましては、総務管理費及び介護認定審査会費の人件費が主なものであります。

歳出総額の84%を占める保険給付費につきましては、要介護者に対する介護サービス費、要支援者に対する介護予防サービス費、高額介護サービス費が主なものであります。

地域支援事業費につきましては、要介護状態になることを予防する介護予防事業や地域包括支援センターの運営費が計上されております。

諸支出金につきましては、令和2年度の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金等の精算による国及び県等への償還金、及び介護給付費準備基金に積み立ていたしました基金積立金が主なものであります。

次に、336ページ、介護サービス事業勘定の歳入について説明いたします。

サービス収入につきましては、要支援認定者への介護予防サービス計画作成における収入であります。

繰入金につきましては、保険事業勘定からの繰入金です。

次に、338ページの歳出について御説明いたします。

総務費につきましては、地域包括支援センターの事務費となります。

介護保険特別会計の決算額は、歳入総額5億880万7,162円、歳出総額4億8,389万4,083円、差引残額2,491万3,079円を翌年度に繰り越しいたします。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして担当課長が説明いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第38号令和3年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、提案

理由の御説明を申し上げます。

75歳以上の後期高齢者の医療費は、全国的に増加傾向にあり、それに伴い保険者の負担も増加しています。そのような中、医療費の抑制と保険料納付への理解を求め、安定的な会計運営を目指してまいりました。

その事業運営を決算書350ページの歳入から御説明いたします。

後期高齢者医療保険料につきましては、年金から徴収する特別徴収及び口座振替等による普通徴収がありますが、前年度から5.7%の伸びとなりました。徴収率は全体で100%となっており、前年度より0.2ポイント増加しております。

繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金で一般会計からの繰入れであります。

続きまして、352ページの歳出を御説明します。

総務費につきましては、事務費等の支出であります。

後期高齢者医療広域連合納付金の内訳につきましては、被保険者から徴収した保険料と保険基盤安定負担金であります。

保健事業費につきましては、後期高齢者健康診査に係る委託料等の費用であります。

決算額は、歳入総額5,619万4,761円、歳出総額5,568万1,729円、差引残額51万3,032円を翌年度へ繰り越します。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会において担当課長から説明をさせます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第39号令和3年度五ヶ瀬町奨学金特別会計決算について、提案理由の説明を申し上げます。

五ヶ瀬町奨学金特別会計につきましては、佐伯勝元氏から寄附金を佐伯勝元教育基金として積み立て、その基金の一部を奨学金として制度化し、併せて特別会計を設置するものであります。

奨学金の貸付けを受ける者は、五ヶ瀬町に住所を有し、生活実態のある者の子弟であって、学校教育法第87条に定める大学に在学する者で、学資の支援が必要と認められるものとなっております。

歳入は、一般会計繰入金が771万円、貸付金収入が45万円。歳出は、奨学金費が816万円となっております。貸付金対象者は4年生大学及び6年生大学に在学する12名となっており、令和3年度より1名の返還が始まっています。

なお、決算内容の詳細につきましては、委員会におきまして教育次長から説明させます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの7件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思いま

す。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第 17. 議案第 40号

日程第 18. 議案第 41号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。

日程第 17、議案第 40号五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから、日程第 18、議案第 41号五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてまでの2件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 40号から議案第 41号までの2件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本2件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第 40号五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、昨年度の人事院が行った公務員人事管理に関する報告に基づき、国家公務員に係る妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講ずる措置のうち、育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象拡大等に関する措置に関し、地方公務員の育児休業等に関する法律が改正され、令和4年10月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

以下、改正の要旨について御説明申し上げます。

第2条の改正では、非常勤職員の子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件の緩和、2条の3及び2条の4の改正は、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化、第3条の改正は、育児休業の取得回数制限の緩和に関し、再度の育児休業取得に係る条例に定める特別な事情について、それぞれ整備するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第 41号五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、昨今の原油高騰による物価高騰及び過去の消費税率の増加時において、五ヶ瀬ハイランドスキー場及びGパーク宿泊施設の使用料を据え置いていたことに伴い、宿泊施設別館の利用状況等の現況を勘案し、今回、両施設の使用料を見直すものであります。

なお、実際の利用料金は、本条例で規定する額を上限として、同施設の指定管理者である株式会社五ヶ瀬ハイランドが設定し、徴収するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの2件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第19. 議案第42号

日程第20. 議案第43号

日程第21. 議案第44号

日程第22. 議案第45号

日程第23. 議案第46号

日程第24. 議案第47号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。

日程第19、議案第42号令和4年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）についてから、日程第24、議案第47号令和4年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまで、この6件はこれを一括議題としたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号から議案第47号までの6件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本6件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第42号令和4年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、国民健康保険病院事業繰出金の増額、第三セクター貸付金の増、並びに新型コロナウイルス感染症対策各種事業費の追加が大きなものとなっています。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億1,250万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ44億4,450万円とするものです。

それでは、1ページ、第1表歳入歳出予算補正の歳入の主なものから説明します。

町税は、個人町民税を増額しております。

地方交付税は、普通交付税を1億800万円追加いたしました。

国庫支出金は、国庫補助金のうち、地方創生臨時交付金の増額が主なものです。

県支出金は、農業費補助金並びに商工費補助金の増額が主なものです。

寄附金は、企業版ふるさと納税分です。

次に、2ページの歳出の主なものについて説明します。

総務費は、財産管理費の集会施設整備事業補助金、地域振興費の五ヶ瀬町移住者向け住宅建築支援事業補助金の増額が主なものです。

民生費では、児童福祉総務費の出産祝金の増額を行いました。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種に係る費用を増額しています。

農林水産業費は、原油価格高騰に伴い、農業者への支援として補助金を追加いたしました。

商工費は、人件費の調整と、新型コロナウイルス感染症対策事業に係る委託料、補助金を計上しました。

また、スキー場に係る消耗品、修繕料も追加いたしました。

教育費は、学校保健特別対策事業の備品購入費を増額しています。

災害復旧費は、現年度発生に対応するため、林業施設災害復旧費を増額いたしました。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第43号令和4年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ314万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億514万1,000円とするものです。

まず、1ページの歳入について主なものとして、備品購入費及び繰入金の増加により、繰入金及び町債を増額するものであります。

次に、2ページの歳出につきましては、水道検針器保守の終了に伴う入替え及び栗の谷地区の工事請負額の増額により、備品購入費及び繰出金を増額するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第44号令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ55万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億8,456万6,000円とするものです。

予算書1ページの歳入につきまして御説明いたします。

県支出金は、保険給付費等交付金の増額によるものです。

繰入金は、人件費に係る一般会計からの繰入金を増額であります。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

総務費につきましては、主に法改正によるシステム改修に伴う増額です。

保健事業費につきましては、人件費の増額によるものです。

諸支出金は、主に直営診療施設勘定繰出金の増額です。

予備費は、調整額を減額しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第45号令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の増額を行うものです。

議案書1ページを御覧ください。

予算第3条に定めました収益的収入及び支出のうち、病院事業収益の医業収益中、入院収益を3,500万4,000円減額し、医療外収益中、町負担金を5,728万5,000円増額し、病院事業収益の総額を6億4,293万6,000円とするものです。

次に、議案書2ページを御覧ください。

病院事業費用の医業費用中、給与費を1,361万7,000円増額し、材料費を50万円減額し、経費を916万4,000円増額し、病院事業費用の総額を6億4,193万6,000円とするものです。

次に、議案書3ページを御覧ください。

予算第4条に定めました資本的収入及び支出のうち、資本的収入中、町負担金を1,602万5,000円、繰入金を36万6,000円増額し、資本的収入の総額を1,819万8,000円とするものです。

次に、議案書4ページを御覧ください。

資本的支出の建設改良費のうち、機械及び備品購入費を1,602万5,000円増額し、資本的支出の総額を7,483万8,000円とするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第46号令和4年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの補正は、国等への償還金が主なものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,130万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,455万3,000円とするものです。

1ページの歳入から御説明をいたします。

繰入金は、地域支援事業分及びその他一般会計についての増額です。

繰越金につきましては、財源の調整として計上しております。

次に、2ページの歳出について御説明をいたします。

総務費は、人件費に伴う事務費について増額が主なものです。

保険給付費は、サービス間での組替えを行っております。

地域支援事業費は、高額医療介護合算サービス費についての増額が主なものです。

諸支出金は、国、県、支払基金の介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の償還金に伴う増額が主なものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第47号令和4年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ149万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,606万3,000円とするものです。

1ページの歳入から御説明をいたします。

後期高齢者医療保険料は、今年度の調停額に合わせ増額をしております。

繰越金は、前年度決算により繰越金を増額しております。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険料負担金を今年度の負担額に合わせて増額をしております。

予備費につきましては、繰越金を調整し、増額計上しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま、提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの6件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第25、議案第48号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第25、議案第48号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 議案第48号工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げ

ます。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に対する条例第2条の規定に基づき、5,000万円以上の工事請負契約の締結においては、議会の議決が必要とされております。

本件は、令和4年度五ヶ瀬町多目的広場整備工事における工事請負契約であります。

同工事は、役場旧庁舎跡地を来庁者や公用車の駐車場、災害等の有事の際の避難や車中泊スペース等を目的として整備するものであります。

このことについて、令和4年8月24日、指名競争入札を実施した結果、株式会社矢野興業代表取締役矢野智久を工事候補者と決定しております。

工事請負金額は6,600万円であります。

工期は契約の日から令和5年3月31日までとしております。

なお、工期の変更、設計変更に伴う請負金額の1割以内の変更につきましては、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分に対応をするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定いたしました。

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、説明中の私語は慎んでください。

次回は、9月6日午前10時から開会しますので、定刻までに御参集ください。どうも御苦労さまでした。

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前11時13分散会

2 日 目

(台風14号の影響により中止)

3 目 目

○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 議案第33号
令和3年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2. 議案第34号
令和3年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3. 議案第35号
令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4. 議案第36号
令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
- 日程第 5. 議案第37号
令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6. 議案第38号
令和3年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7. 議案第39号
令和3年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8. 発議第5号
決算審査特別委員会設置について

○ 出席議員（5名）

3 番 田中 春男 議員	4 番 太田 保義 議員
5 番 渡邊 孝 議員	6 番 佐藤 成志 議員
9 番 甲斐 政國 議員	

○ 欠席議員（3名）

1 番 甲斐 義則 議員	2 番 小笠原 将太郎 議員
7 番 綾 健一 議員	

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	小迫 幸弘
教 育 長	渡木 秀明
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	濱川 哲一	農 林 課 長	増永 稔
総 務 課 長	田原 昭生	建 設 課 長	廣本 憲史
企 画 課 長	北島 隆二	会 計 室 長	垣内 広好
町 民 課 長	齊家 晃	教 育 次 長	菊池 光一郎
福 祉 課 長	武内 秀元	病 院 事 務 長	奥村 和平

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤 重喜	書 記	那須 香織
--------	-------	-----	-------

午前10時00分開議

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の出席議員は5名です。1番、甲斐義則議員、2番、小笠原将太郎議員、7番、綾健一議員から、会議規則第2条第1項に基づき、欠席届が提出されました。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程第1. 議案第33号

日程第2. 議案第34号

日程第3. 議案第35号

日程第4. 議案第36号

日程第5. 議案第37号

日程第6. 議案第38号

日程第7. 議案第39号

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。日程第1、議案第33号令和3年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第7、議案第39号令和3年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号から議案第39号までの7件は、これを一括議題とします。

本7件につきましては、去る9月2日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田です。執行部の方には、コロナ禍の中、大変行政運営大変だったと思います。

この決算についてですが、監査委員のほうから丁寧な資料も頂いております。だから、この中に事務的経費がどれだけなんだとか、移り変わりが分かりますけど、その中で一つだけ確認したいんですが、この決算資料の中の222ページですね。気になるんですけども、中山間ふるさと農村活性化基金と土地開発基金。細かいことになりますが、中山間ふるさと農村活性化基金、今年度入ってないですが、これは原資は何なんでしょう。

それともう一つ、土地開発基金2億4,000万円あまりありますが、今後の用途について何か方針が立っているのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。2つの基金について、太田議員の質問にお答えいたします。

1つ目の中山間ふるさと農村活性化基金、ちょっとはつきりしないので、委員会のほうでは、きちっと御説明を申し上げますが、以前交付金で入ってきたものを積み立てているものだと思います。農地関係の建設課の農地関係の基金だと思われるんですが、また改めて御報告させていただきます。

なお、次の都市開発基金につきましては、これまでもずっと必要な折に使うということで積立てをしてきておりまして、今、現時点で何ということはないんですが、必要なときに使うということで、土地開発基金を積み立てているものであります。急に金を工面するというわけではないので、こういう基金で工面するというので積み立てているものでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） ふるさと農村活性化基金については、また後でよろしくお願ひします。

それから、土地開発基金なんですが、土地開発基金ですから、例えば、公共の建物とか、そういったものを建設するための用地なんか取得するためにあらかじめ準備する、そういうふうに感じていますが、町民センターなんかを建て替えようといううわさは、ちらほらと出たんですが、そういったことは、まだ今、町長の頭の中になく、考えはありませんか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町民センターの具体的なお話ですが、現時点では建て替えの話は考えておりませんというか、まだ検討の段階。一回、本庁舎を建てるときに、町民センターをどうするかという話があって、一応その段階から話は進んでいないと認識しております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 了解いたしました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 3番、田中春男です。

決算書の19ページ目ですが、町民税のことについて、ちょっとお聞きしたいと思います。町民税、個人税・法人税と2種類あるわけでありましてけれども、まだまだ収入未済額がかなりあるかと思われま。

昨年、令和2年度からすると、少しは改善されてきておるとは思いますけれども、特に法人税については、何かこの滞納について、ちょっと、なぜ滞納されているのかという疑問もあります。

けれども、今後の徴収は、どのように行っていかれるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町民課長。

○町民課長（齊家 晃君） 町民課長です。田中議員の質問にお答えいたします。

町税につきましては、税務グループのほうで毎年、計画的に徴税を進めているんですけど、毎月、町民税につきましては担当を決めて、電話催告なり事務的な業務を進めています。

法人税につきましても同様になんですけど、去年の繰越未済額というのは、コロナ関係の猶予の部分もありまして、そういう部分もあって収入未済ということで、翌年に猶予された分を加味されていますので、その部分もあります。

その他、町税につきましては毎年、現年度分につきましては99.5%ほど、去年の徴収率なんですけど、やはり滞納繰越分につきましては、その分はなかなか進んでない状況もありまして、全体では94.5%の収納率で推移しているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 厳しく徴収はされているということでありまして、最近、差押え物件とかの公売もありますけれども、法人についての差押えは、された経緯があるんでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町民課長。

○町民課長（齊家 晃君） 町民課長です。田中議員の質問にお答えいたします。

法人税につきましては、まだそういう差押えとかそういう部分では行った経緯はございません。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 昨年もちよっと言いましたけれども、町民が平等に扱われるように、今後また厳しい対処をしてこの収入未済額、少しでも少なくなるように努力をお願いします。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

新型コロナウイルス感染症が発生しまして、全世界で発生しまして約もう3年近くがたってるわけでありまして。それに基づいて、国の地方臨時交付金が施行されているということで、我が五ヶ瀬町においてもいろいろな分野において活用されたということで、令和3年度は、ここにある資料でいきますと、約1億5,000万円程度の予算が使われたと。そこで、ちょっとお伺いしたいと思います。

この収支決算書の161ページ。159ページから161ページ、ずっとコロナウイルス関係

が載っておりますが、真ん中から下のほうに、前にもちょっと述べましたが、第三セクター等に支給されている資金で、新型コロナウイルス感染症指定管理者支援給付金1,000万円、1,000万円の2,000万円。同じく指定管理者雇用対策支援給付金1,000万円。スキー場の誘客推進ということで、支援補助金ということで100万円とかあるわけです。

これに対してどんな、まあ正直言って、はっきり言って目には見えてこないと思うんですが、それを当初支給したことによって、どんな、もし成果があったとすれば、お聞きしたいんですが、町長、いかがでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 渡邊議員の御質問にお答えをいたします。

昨年度は、本当に厳しいコロナの影響を受けてるということで、これまでにない経営難に陥ったということもありまして、雇用を守る、それから営業を続けるというところで、支援をしてきたところでございます。具体的な効果については、担当企画課長から御答弁をさせていただきます。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。渡邊議員の御質問にお答えいたします。

まず、三セクに対しての給付金なんですけれども、上のほうの指定管理者支援給付金については、業務継続のために1,000万円ずつ給付したものであります。例えば、夏場のビアガーデン等のキャンセルとか、宿泊のキャンセルとワイナリーのレストランのキャンセル等の分についてあてがっているものであります。

その次の雇用対策支援給付金については、資金不足解消のため、雇用している方々の給与に充てるために給付をしているものであります。

その次、スキー場誘客促進については、出口戦略というかポストコロナ対策で、スキー場の誘客を図ったものではあります、この給付金等を給付することで、継続して安定的な経営がなされたのかなと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

今のお答え、なかなか、これが具体的な数字で出てくるとは考えにくい部分があります。まあ、期待される効果としては、やっぱり先ほども説明の中にもありましたが、町民の雇用の継続、そして町民の生活の安定といったことが効果、目的ではないかと思っているところです。

ただ、住民目線でいきますと、こういったことをなされていくと、三セクにはよくそういうふうに、言葉は非常に悪いんですけど、ぽんぽんに行くよねと。本当に苦しい我々にはなかなかそ

こが、このコロナ給付金がそでいて来んよというような切実な思いがありますので、今後はそこをしっかりとお考えていただいて、またいい支援をしていただければと思っております。

同じページの下のほうにも第三セクターの貸付金3,000万円。これ、その前の年も、当然ちょっと額は違うかもしれませんが、あつとります。正直言って運転資金かなという感じで理解しておるところであります。例え、コロナが発生しなくても、うちの第三セクターに関しては非常に厳しい状況が、皆さんお分かりのとおりですが、続いております。これはコロナもですけども、私がこの前の株式会社五ヶ瀬ワイナリーの行革で収支決算をお受けしたときの6月24日ですけども、そのときにも感じたことでありますが、やはり総合的に、基本は抜本的に経営改善が私自身必要ではないかと思えます。

経営内容を監視する体制を強化して、第三セクターの運営、協議会等をしっかり施行して、その経営の不振の究明と、また改善をしていくべきではないかと思えますが、町長のお考えをお伺いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 渡邊議員の御質問というか御意見にお答えをいたします。

皆さん御存じのとおりでございます。特に先ほどの関連では、コロナウイルス感染症の関連で経営が厳しい、雇用を守らなきゃいけないと、これまでに増してというところでの御支援させていただいたということで御理解を頂きたいんですが、それ以前の経営はどうなってるんだという話、まさにそのとおりでございます。就任をしてから、ワイナリーそれからハイランドのほうに足を運ばせていただいて、現場を見させていただいたり、意見交換をさせていただいたりさせてもらってます。

ワイナリーについて、月1経営会議をやりましょうということで、今月も申入れをして、今、日程調整中でございます。絞りの状況見たり、いろんなことをさせてもらっております。

ただ、本当に体制的なところも含めて、状況としては対応しなきゃいけない部分があるなど思っております。現状をきちっと見て、次の抜本的改善を考えていくということが、公約でも申ししておりましたが、そのような段階かなと思っております。

今現在、総務省の事業を使って、先週かな、オンラインでワイナリー、それとハイランドのヒアリングを受けながら経営の課題を掘り起こしてというところで、引き続き今年度どこが課題かということ掘り起こして、次の対策につなげたいということで今、取組をまさに行っているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。

分かりました。私たち議員も、大切な公有財産でありますので、しっかりと執行部と協議をして、今後進めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 4番、太田です。

216ページなんですけど、それに実質収支に関する調書っていうのが上がっております。今年度の繰越金は8,588万一千何がして、繰越明許費が3,700万何がし。それから基金繰入額が2,400万何がしになってますが、これ差し引きますと若干ではありますけど、2,400万円相当が浮く形になるのですが、このコロナ禍の中で予算的には非常に厳しかったと思うんですが、細やかにやろうと思えば、もっと有効に使えた点があったんじゃないかなと思うんですが、町長の御意見はどんなでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 太田議員のご質問にお答えいたします。

一番最後の基金繰入金につきましては、法律上5番の4,800万の2分の1を積まなければならないという決まり上の、これは問題でございます。あと、その実質収支額は翌年度に繰り越して使いますので、繰越額に——9月の補正の中で繰越額として上がってると思われまして——有効利用、必要な額を歳出で使わせていただいて、残った分を翌年度に繰り越して大切にに使わせていただくという財源でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 概略は分かってるんですけど、確かに予算執行は、かなり細かな資料を求めないといけないし、作成するほうも大変なんだと思いますが、それ以上に農業やってる人はかなり追い詰められてると思うんですが、そこ辺りに細かな施策をもっと——もう済んだことですからあれですけど——今後もまた求める。今後のことではないですね。ですから、作っていただけるようにできないかという趣旨です。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（小迫 幸弘君） 太田議員の御質問にお答えいたします。

まさにそのようなことに全体で取り組んでいこうということで声かけ、職員共々やっていくというのが今後のスタンスだと考えております。限られた予算なので、そこを有効に使うということかなと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、太田保義議員。

○議員（4番 太田 保義君） 了解いたしました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

日程第8. 発議第5号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第8、発議第5号決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。議案第33号から議案第39号までの7件につきましては、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの7件につきましては、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

次に、委員の選任を行います。

お諮りします。委員の選任については、委員会条例第7条の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思っております。正副委員長につきましても、議長において指名したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

正副委員長につきましては、委員長に甲斐義則議員、副委員長に田中春男議員の両名を指名します。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、委員長に甲斐義則議員、副委員長に田中春男議員の両名に決定しました。

決算審査特別委員会の設置期間につきましては、第3回定例会が閉会するまでとします。

決算審査特別委員会の委員長は、9月16日の本会議において、審査の結果を報告願います。

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、9月16日午前10時から開会しますので、定刻までに御参集ください。どうも御苦

労さまでした。

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時24分散会

4 目 目

○ 会議に付した事件

- 日程第 1. 議案第 33号
令和3年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2. 議案第 34号
令和3年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 3. 議案第 35号
令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 4. 議案第 36号
令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定について
- 日程第 5. 議案第 37号
令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6. 議案第 38号
令和3年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7. 議案第 39号
令和3年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8. 議案第 40号
五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 9. 議案第 41号
五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第 10. 議案第 42号
令和4年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第 11. 議案第 43号
令和4年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 12. 議案第 44号
令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 13. 議案第 45号
令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 14. 議案第 46号
令和4年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 15. 議案第 47号
令和4年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 16. 議案第 48号
工事請負契約の締結について

- 日程第 17. 議長発議
五ヶ瀬町選挙管理委員会委員及び選挙管理委員会委員補充員の選挙について
- 日程第 18. 議会運営委員会委員長報告を求めることについて
- 日程第 19. 発議第 6 号
議員派遣について
- 日程第 20. 委員会の閉会中の継続調査について

○ 出席議員（8名）

1 番 甲斐 義則 議員	2 番 小笠原 将太郎 議員
3 番 田中 春男 議員	4 番 太田 保義 議員
5 番 渡邊 孝 議員	6 番 佐藤 成志 議員
7 番 綾 健一 議員	9 番 甲斐 政國 議員

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	小迫 幸弘
教 育 長	渡木 秀明
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のため出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	濱川 哲一	農 林 課 長	増永 稔
総 務 課 長	田原 昭生	建 設 課 長	廣本 憲史
企 画 課 長	北島 隆二	会 計 室 長	垣内 広好
町 民 課 長	齊家 晃	教 育 次 長	菊池 光一郎
福 祉 課 長	武内 秀元	病 院 事 務 長	奥村 和平

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	後藤 重喜	書 記	那須 香織
--------	-------	-----	-------

午前9時58分開議

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第33号

日程第2. 議案第34号

日程第3. 議案第35号

日程第4. 議案第36号

日程第5. 議案第37号

日程第6. 議案第38号

日程第7. 議案第39号

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。日程第1、議案第33号令和3年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第7、議案第39号令和3年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件は、これを一括議題としたいと思ます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号から議案第39号までの7件は、これを一括議題とします。

本7件につきましては、去る9月7日、決算審査特別委員会に付託しておりますので、審査の結果について委員長から報告を求めます。委員長、甲斐義則議員、御登壇願います。

○決算審査特別委員長（甲斐 義則君） 決算審査特別委員長、甲斐義則です。

去る9月7日、本委員会に付託となった議案第33号令和3年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第39号令和3年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、9月7日から15日まで委員会を開催し、各議案の会計決算について慎重に審査を行いました。

その結果、令和3年度の会計決算は、付託を受けた事項について全員一致で、次に述べる審査意見を付して認定すべきと決定しましたので、五ヶ瀬町議会会議規則第77条の規定により報告します。

審査意見。

マイナンバーカード。本町でもカード交付は進んでいるが、交付率は50%程度であり、まだまだ低い状況である。専門職を配置するなどして、その有効性やメリットを町民に周知徹底し、普及率の向上に努めていただきたい。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金。決算において提出していただいた実績を審査した結果、農林業、福祉、教育、商工業、医療など、多岐にわたって事業が実施され、コロナ禍の停滞した住民の生活に活力を与える事業が展開されている。引き続き、コロナ臨時交付金の事業を拡充されることを望む。

総務課所管。

1、町有林伐採跡地。町有林伐採については長期的に伐採計画を立てて実施し、販売金については有効に活用されたい。また、跡地については九州中央道の土捨て場として活用するなど早期の検討を行い、有効活用をお願いしたい。

2、財産管理費。町営住宅や町営施設が建設から数十年が過ぎ、劣化しているものが見受けられる。修繕、更新などの検討を行い、早期の対応を望む。

3、住宅使用料未納状況。町営住宅の使用料に関して、総額264万9,400円の未納額がある。現年度分は当然だが、過年度分の徴収も努力されたい。

企画課所管。

1、商工会関連補助金。商工業振興補助金及び事務局体制強化事業補助金の継続をお願いしたい。

2、空き家対策及び人口減少対策。空き家調査については、五ヶ瀬自然学校に委託されているが、各地域の空き家事情に詳しい人材にも依頼し、対策に努めてもらいたい。また、今後さらに、人口減少の進行を抑制する取組を期待したい。

町民課所管。

1、町税及び国民健康保険税の徴収。税金の収納率は毎年向上しているが、滞納繰越額が2,089万5,423円あり、そのうち過年度分が1,908万2,441円である。延滞金が増加され納付負担も増していると思われる。早期の対応を願う。

福祉課所管。

1、一般会計。福祉課が主に所管する民生費と衛生費は、決算額全体の26%程度であり、大きなウェートを占めている。事業内容は、子育て支援から高齢者支援、また、障害者支援などであるが、特に妊娠、出産、子育てに係る事業が充実してきているが、第2期のまち・ひと・しごと総合戦略に掲げる「子どもが育つ地域づくり」の基本目標にある「子どもを産み育てやすい環境づくり」をさらに推進することを期待したい。

令和3年度は、特に新型コロナワクチン接種が始まり、住民が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、重症化を防ぐなど、住民の命を守るための重要な業務であった。職員は、通常業務に加え、新たな事業が発生することで、大きな負担を強いられたようであり、現在も続いている事業でもあるため、ワクチン接種体制の強化を望むところである。

2、介護保険事業特別会計。令和3年度の介護保険料の収納率は98.89%と高い収納率であり、収入未済額についても既に納付が済んでいる方と計画納付により確実に納付が進んでいる。また、不納欠損額は発生しておらず、職員による徴収が確実に行われていたことがうかがえる。

介護認定率及び介護保険料について、全国の保険者と比較した説明を受けたが、本町は全保険者と比較して、介護認定率及び介護保険料ともに低い水準にあり、介護保険事業が適正に行われていると考える。

ただ、介護給付費準備基金の残高が1億円を超えており、第9期の介護保険事業計画では、第1号被保険者へ還元するため、介護保険料を引き下げることが視野に入れた取組を期待したい。

農林課所管。

1、事業活用。農業、畜産、林業振興のため様々な事業が行われており、所得及び生産意欲の向上につながるものとする。また、後継者の確保、育成も行われており大変よいことである。本町の農林業が衰退することのないよう、スマート農業の活用も含めて今後も継続を期待する。

2、鳥獣害対策。農林業における鳥獣害の被害はなかなか減少しないのが現状である。駆除に係る経費の補助率、猟友会への補助金等の引上げを図り、被害軽減に向けて努力されたい。

3、森林環境譲与税。令和6年度からの課税に向けて、森林環境譲与税額の活用100%達成が求められている。森林の整備及びその促進に関する施策の財源であり、今後の林業発展のため効果的な活用を求める。

建設課所管。

1、道路維持費。本町住民において、道路維持費は要望の多いところである。安全性・緊急性を優先し、計画的な活用を願う。

2、道路新設改良費。道路新設改良費については、国、県の補助事業を活用し、改良、舗装が進められている。今後も同等の予算を確保し、未改良路線などの事業を進めていただきたい。

3、農地費。農道整備、用水路整備、飲雑用水整備など、農業振興には欠かせないものであり、鋭意に取り組んでいただいている。今後も農業基盤整備の向上に期待し、農村地域の活性化に結びつくことを願う。

教育委員会所管。

1、僻地教員住宅管理費。教員住宅の修繕費については約312万円であるが、修繕費のうち、畳の表替えが120万円ほどあり、実際の修繕費にかけた費用は約190万円にとどまっている。教員住宅の家賃収入は約1,500万円もあり、今後は修繕費を増額して環境整備を徹底していただき、教職員の生活水準の向上につなげていただきたい。

2、学校教育。AI型学習ソフトの導入については、成果を上げているものと思われる。今後も、子供たちが教育を受けるためのよりよい環境づくりを期待する。

3、社会教育。世帯数の減少により公民館の運営が厳しくなっている。公民館運営補助金の増額について検討をお願いしたい。

町立病院。

1、病院運営。令和3年度は黒字決算になっており、経営努力が認められる。今後は町からの繰入金地方交付税繰入金基準額の範囲内でとどまるように努めていただきたい。また、新規患者の確保、内科医の確保及び病床稼働率の向上、未収金の回収など、引き続き経営努力をお願いしたい。

2、医療サービス。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、更新されたCT装置を有効に活用され、今後もさらなる医療サービスの向上を望む。

以上、報告といたします。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） これで、委員長の審査報告が終わりました。

お諮りします。ただいまの委員長報告に対する質疑については、全議員が委員となっておりますので省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの委員長報告に対する質疑については省略することに決定しました。

これから本7件について討論を行います。

討論がありましたら、議案名を示して発言してください。

討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第33号令和3年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第34号令和3年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第35号令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第36号令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第37号令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第38号令和3年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

次に、議案第39号令和3年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

日程第8. 議案第40号

日程第9. 議案第41号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第8、議案第40号五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてから日程第9、議案第41号五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正についてまでの2件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号から議案第41号までの2件は、これを一括議題とします。

本2件につきましては、去る9月2日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本2件について、討論を行います。討論がありましたら、議案名を示して発言してください。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第40号五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10. 議案第42号

日程第11. 議案第43号

日程第12. 議案第44号

日程第13. 議案第45号

日程第14. 議案第46号

日程第15. 議案第47号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第10、議案第42号令和4年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）についてから日程第15、議案第47号令和4年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてまでの6件は、これを一括議題としたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号から議案第47号までの6件は、これを一括議題とします。

本6件につきましては、去る9月2日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名を示して発言してください。質疑がありましたら、どうぞ。ありませんか。5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。補正予算書の20ページになります。

地域農政対策事業費、真ん中辺りに出ておりますが、負担金補助及び交付金というところで、中山間地域の直接支払交付金の経費ということで194万4,000円、新規加算施設ということで補正が上がっておりますが、これに関しては、集落協定の、どこの場所、協定なのかということと、もう事前に加算の分は実施されている協定もあるかと思うんですけど、追加でまた申請が上がったということでしょうか。その点をお伺いします。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（増永 稔君） 農林課長です。ただいまの渡邊孝議員の御質問にお答えいたします。

今回、この補正を増額させていただいた内容につきましては、もともと加算というものが、急傾斜加算とかいろいろあるんですが、その中で、棚田加算というのがございまして、町内3か所ございまして、その部分につきましては、もともと1反当たり1万円の加算がございましたが、今回、その棚田のうちでも超急傾斜、ある程度傾斜がある、ある一定以上の傾斜があるところについては、1反当たり1万4,000円というふうに加算が4,000円ほど増額されたということで、今回は、その差額の4,000円を増額して補正させていただいたところです。

今回の内容については、以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。今の説明でいきますと、じゃあ、どこの協定とか、そういうことではないんでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（増永 稔君） ただいまの御質問ですが、いわゆる棚田として指定されている町内3か所、そこが含んでいるところになりますので、いわゆる協定単位とかではなくて、そういったことになります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、渡邊孝議員。

○議員（5番 渡邊 孝君） 5番、渡邊孝です。分かりました。非常に担当課のほうも頑張っていて、またこの加算の部分をしっかりと予算を取っていただくということでやっていた

だいておりますので、今後もしっかりと中山間、直接支払いの交付金というのは、もう地元の農業者にとっては非常にもう不可欠になってきていますので、しっかりとまた今後も対策をしていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。1番、甲斐義則議員。

○議員（1番 甲斐 義則君） 1番、甲斐義則です。一般会計補正予算の21ページであります。林業振興費の高性能林業機械等整備補助金とありますが、この補助金の内容を教えてください。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（増永 稔君） 農林課長です。ただいまの甲斐義則議員の御質問にお答えいたします。

高性能の機械ですね、失礼いたしました。この高性能林業機械等整備補助金につきましては、これは、もともと国庫事業で、この林業機械というのが、非常に、皆様御存じのように、非常に高額ですので、国庫事業、2分の1の補助の事業がもともとございますが、ただ、これの要件について、年間3,000立米以上の生産とか、また県が認定しているんですが、ひなたのチカラ林業経営者とか、そういったのに認定されてないと、この国庫事業には該当しないということで、それに該当しない、いわゆる国庫事業に該当しない事業体の方が、こういった高性能の林業機械を導入するに對してまして、森林環境譲与税を活用させていただきまして、町単の事業で3分の1を補助するというので、今回、補助事業をつくらせていただいたところです。

内容につきましては、いわゆる高性能機械ということになりますので、いわゆるバックホー本体自体になりますと、その汎用性があるというか、そういうことになりますので、いわゆるバックホー自体にいろんなプロセッサとかハーベスト、アタッチメントをつけて、購入する際に、それに対してということにしております。また、アタッチメント単体の導入も対象にしております。

補助率につきましては、3分の1ということですが、新品については300万円が上限、中古の購入に対しては160万円が補助の限度額というふうにさせていただいております。

私からは以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 1番、甲斐義則議員。

○議員（1番 甲斐 義則君） 1番、甲斐義則です。この補助金というのは、個人の方には出ないのでしょうか。個人で林業をされている方、法人じゃなくて。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（増永 稔君） 農林課長です。ただいまの御質問についてお答えいたします。

一応、要綱上につきましては、補助対象者につきましては、本町に住所、また事業所を置き、おおむね年間130日以上林業に従事する者というふうに規定させていただいておりますので、自伐型の方とかもいらっしゃるかと思うんですが、そういった方も、一応この対象者に該当する場合にはということなんですが、ただ、素材生産量が年間、3年間平均ということにさせていただいてるんですが、1,000立米以上というふうにさせていただいております。

また、今後の平均素材生産量を10%以上多く、増大するというような目標を立てていただいて、それを達成する見込みがある方というふうにさせていただいております。

私からは以上であります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 1番、甲斐義則議員。

○議員（1番 甲斐 義則君） 1番、甲斐義則です。今、課長も言われましたように、この林業の機械というのは非常に高額であります。こういった事業をまた今後もつくっていただいて、林業の発展のためになればいいなと思います。

終わります。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 2番、小笠原将太郎です。同じく補正予算書の22ページの商工振興費の移動スーパー等支援事業補助金250万とありますが、この内容についてお聞きします。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。小笠原議員の御質問にお答えいたします。

本件については、委員会の中でも若干触れさせていただきましたが、移動スーパー等支援事業補助金に関しては、町内の買い物弱者対策として、昨年11月から商工会に地域支援コーディネーターを配置し、今後の方向性を検討してまいりました。その結果、来年度から特産センターと連携して移動スーパーを運行する計画とされております。

導入に係る経費の総額は、車両とその改造費、POSレジに接続するタブレット等で400万円を見込んでいます。県補助金が移動スーパーの所有者となる五ヶ瀬観光協会に150万円直接交付されます。その補助残の250万について、新型コロナ臨時交付金を財源として町単独事業で計上するものであります。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 小笠原将太郎です。了解いたしました。

ただ、この400万円で全て賄えるような、車といいますか、でありますか。それをお聞かせ

ください。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。小笠原議員の御質問にお答えいたします。

現在のところ、そのように想定しております。見積り等を取って400万円というようなことで、その中で収まるような事業としております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、小笠原将太郎議員。

○議員（2番 小笠原将太郎君） 2番、小笠原将太郎です。了解いたしました。来年度からの実施ということですので、ぜひ効率のよい運行と、あと買い物が不自由な方々の役に立つように、運行業をよろしく願います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。一般会計補正予算の17ページになります。社会福祉総務費の中で、給与が最初の当初予算より280万増えておりますけども、その理由についてお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

当初予算では、7名分で組んであったんですが、7月から1名増員になりましたので、その分で8名ということで増額になっております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 3番、田中です。議案第42号一般会計補正予算の23ページ、道路新設改良費の中に、移転補償費500万5,000円とありますが、これの詳しい路線名とか物件名を教えてくださいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（廣本 憲史君） 建設課長です。田中春男議員の御質問にお答えいたします。

この移転補償費につきましては、社会資本整備交付金が本屋敷波帰線、場所につきましては、スキー場のシャトルバスが発着する場所の上の辺りになるんですけど、あそこの落石防止工事等がございまして、それに関する電柱の移転補償費ということで、今回、計上させていただいたものですが、なお、上にあります工事請負費の道路整備費、工事のマイナス700万というのがございまして、これ、工事の工法変更に伴いまして減額したもののなんですが、これを組替えをした、予算的な組替えをしたものということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 3番、田中です。ありがとうございます。

あともう一つお聞きしますが、町道改良に当たっては、住宅とか墓とか支障物件が出てくると思われまじけれども、こういったものの移転補償費も出るのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（廣本 憲史君） 建設課長です。田中春男議員の御質問にお答えします。

今回の補償費につきましては、電柱移転ということで計上させていただいております。

工事の内容によりまして、そういった案件が出てきた場合は、補償について計上させていただくという形で取り扱うことになっているということでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、田中春男議員。

○議員（3番 田中 春男君） 分かりました。ありがとうございました。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 6番、佐藤です。一般会計補正予算の24ページです。学校管理費、教育の中の学校管理費ですね。一番下にあります学校保健特別対策事業、備品購入ということで、260万ほど上がっておりますが、内容についてお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（菊池光一郎君） 教育次長です。ただいまの佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

この学校保健特別対策事業費、備品購入でございますけれども、現在導入しております電子黒板、タブレット関係に関するフリーライセンス、だからソフトを自由に使う分のこのプログラムを使用するに当たっては、購入というところで、町内学校分の費用について準備をしておるところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、佐藤成志議員。

○議員（6番 佐藤 成志君） 了解しました。ありがとうございます。

では、もう一つお願いします。別件です。23ページにあります森林公園事業で、需用費の中で、消耗品費の300万、修繕料の322万1,000円ということで2つ上がっております。内容についてお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（北島 隆二君） 企画課長です。佐藤成志議員の御質問にお答えいたします。

需用費の消耗品でございますけれども、スキー場のスノーボード、ウェア等のレンタル用品の購入費であります。

修繕料につきましては、スキーセンターの屋内配管、人工降雪の導水管の取替え、それとスキーシーズン中の予備費として計上しているものであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本6件について、討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。これから起立によって採決します。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 議案第42号令和4年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号令和4年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第1号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号令和4年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号令和4年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16. 議案第48号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第16、議案第48号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本件につきましては、去る9月2日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本件について討論を行います。討論がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第48号工事請負契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17. 議長発議

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第17、議長発議五ヶ瀬町選挙管理委員会委員及び選挙管理委員会委員補充員の選挙についてを議題とします。

本件については、選挙管理委員会委員及び補充員の任期が、令和4年9月27日をもって満了となる旨の通知を受けましたので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。選挙管理委員会委員に、白瀧徹哉さん、宮崎信雄さん、高田恵美子さん、篠村千登勢さんを指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、選挙管理委員会委員には、ただいま指名しました、白瀧徹哉さん、宮崎信雄さん、高田恵美子さん、篠村千登勢さんが当選されました。

次に、選挙管理委員会委員補充員の指名を行います。

選挙管理委員会委員補充員には、齋家晃さん、武内秀元さん、田原昭生さん、廣本憲史さんを指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、選挙管理委員会委員補充員には、ただいま指名しました、齋家晃さん、武内秀元さん、田原昭生さん、廣本憲史さんが当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。補充の順序については、ただいま指名した順序にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。

日程第18. 議会運営委員会委員長報告を求めることについて

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第18、議会運営委員会委員長報告を求めることについてを議題とします。

議会運営委員会委員長から、審査中の事件について報告がありますので、ここで委員長の報告を求めます。委員長、渡邊孝議員、御登壇願います。

○議会運営委員長（渡邊 孝君） 議会運営委員会委員長の渡邊孝です。

議会基本条例の評価結果について、御報告申し上げます。

五ヶ瀬町議会基本条例第22条第1項において、「議会は1年毎に、この条例の目的が達成されているかどうかを、議会運営委員会において検討するもの」と規定されております。

その手続につきましては、五ヶ瀬町議会基本条例の見直し手続に関する要綱に基づき、各議員による評価作業を行いました。

全ての議員により、評価の指標に示された5段階の個人評価に基づき、令和3年8月1日から令和4年7月31日の1年間の議会活動及び議員活動の評価検証を行いました。

その経過につきましては、報告書の評価経過に記載のとおりであります。また、評価の結果につきましても、お手元の評価結果表を御覧ください。

議会運営委員会の意見としましては、5回目となる評価作業であります。評価の指標の捉え方には個人差が見られた部分も多々あり、今後、毎年評価作業を実施していく中で改善すべき部分の検討を行ってまいります。

見直し手続に関する要綱は、第6条第1項に規定される、条例の見直し判断の基準となる評価2以下の結果となりました。第2条の「会議規則の見直し」、第3条の「町民からの要請に応じた審査経過及び行政課題等の説明」及び第13条の「研修報告の提出」については、そもそも、基本条例について、各議員の理解度に個人差があったことが、結果的に評価が低くなった原因と考えられます。これらの項目については、基本条例について議員全員が理解できるように改善し、研修を行うことといたしました。

また、第16条の「議会図書室の設置及び公開」については、まず、議員本人が利用することや図書室全体の充実を図ることとし、第22条の「政治倫理に関する条例の制定」については、政治倫理について議員各位の理解を深めることと併せて、制定に向けて改めて取り組んでいくことといたしました。

最後に、今回の評価の結果としましては、条例の見直しは必要なく、達成度の低かった事項につきましては、各議員の議会活動や議員活動のさらなる活性化を図ることが重要だとの考えに至りました。

以上、委員長報告といたします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま委員長報告が終わりました。

お諮りします。ただいまの議会基本条例に基づく評価審査報告について、御異議がありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、ただいまの委員長審査報告のとおりとすることに決定しました。

日程第19. 発議第6号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第19、発議第6号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣につきましては、会議規則第122条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、議員を派遣することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しておりますとおり、議員を派遣することに決定しました。

日程第20. 委員会の閉会中の継続調査について

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。日程第20、委員会の閉会中の継続調査については、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、議会運営委員会委員長、各常任委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、各特別委員会委員長から、委員会の閉会中の継続調査の申出がありました。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

○議長（甲斐 政國君） 以上をもちまして、本定例会に付された議事の全部を終了しましたので、会議を閉じます。

議員各位におかれましては、去る9月2日から、開会以来15日間に渡り熱心に御審議をいただき、誠にありがとうございました。

町長をはじめ、町当局の皆様には、会期の間、常に真摯な態度を持って審議に御協力をいただきました。ありがとうございました。

ここで、町長の御挨拶をお願いします。町長。

○町長（小迫 幸弘君） 町長です。令和4年第3回五ヶ瀬町議会定例会終了に当たり、執行部を代表して一言御挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会に提案いたしました全ての案件に対しまして、慎重かつ熱心に御審議を賜り、御承認をいただきましたこと、お礼を申し上げます。

本定例会は、本町でも新型コロナウイルス感染症が広がった時期と重なり、さらには、台風の影響で一般質問が中止になるなど、各議員の方々には御苦勞の多かった定例議会であったことと存じます。

決算議会ということもありまして、令和3年度の一般会計決算及び特別会計決算に関する審議を、監査委員の方からの決算審査意見書を基に、決算審査特別委員会により、慎重審議いただき、

先ほど委員長から決算審査意見書を頂いたところでございます。

その中のそれぞれの指摘事項、要望事項につきましては、今後、内部で十分に検討を行い、対応していきたいと考えております。

今後も、終わりの見えない新型コロナウイルス対策も引き続き行ってまいります。原油価格をはじめとする物価高騰により、町民生活や経済へのさらなる影響が懸念されるところであります。

本町としても、町民生活を支援するため、国、県、関係機関とも連携を図り、適切かつ迅速に対応してまいりたいと考えております。

そうした中で、議会を招集する時間的余裕がない場合は、専決等により対応させていただく可能性もありますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、今年度も下半期に入っております。今年度予定している事業の計画的推進と成果を生み出すよう、取組を加速させてまいりますとともに、新年度事業の構想も取りまとめてまいります。

結びに、朝夕涼しさも増し、しのぎやすくなってまいりましたが、議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に留意され、ますます御活躍をいただきますよう御祈念を申し上げまして、簡単ではございますが、以上をもちまして、定例会終了に当たり、執行部を代表してお礼の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（甲斐 政國君） 町長には、丁重な御挨拶を賜り、ありがとうございました。

議員各位から述べられました意見なり、要望事項につきましては、特に御配慮をいただき、執行の上に十分反映されますよう、お願い申し上げます。

これをもちまして、令和4年第3回五ヶ瀬町議会定例会を閉会します。どうも御苦労さまでした。

○事務局長（後藤 重喜君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時56分閉会

○ 令和4年第3回定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
報告第11号	専決処分の報告について (工事請負契約の変更について)	令和4年 9月2日	-
報告第12号	五ヶ瀬町の財政健全化判断比率について	令和4年 9月2日	-
報告第13号	五ヶ瀬町公営企業の資金不足比率について	令和4年 9月2日	-
議案第31号	五ヶ瀬町教育委員会委員の任命同意について	令和4年 9月2日	同意
議案第32号	人権擁護委員候補者の推薦について	令和4年 9月2日	同意
議案第33号	令和3年度五ヶ瀬町一般会計歳入歳出決算の認定について	令和4年 9月16日	認定
議案第34号	令和3年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	令和3年 9月17日	認定
議案第35号	令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和3年 9月17日	認定
議案第36号	令和3年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	令和3年 9月17日	認定
議案第37号	令和3年度五ヶ瀬町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	令和3年 9月17日	認定
議案第38号	令和3年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	令和3年 9月17日	認定
議案第39号	令和3年度五ヶ瀬町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について	令和4年 9月16日	認定
議案第40号	五ヶ瀬町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	令和4年 9月16日	原案可決
議案第41号	五ヶ瀬町使用料及び手数料徴収条例の一部改正について	令和4年 9月16日	原案可決
議案第42号	令和4年度五ヶ瀬町一般会計補正予算(第2号)について	令和4年 9月16日	原案可決

議案第43号	令和4年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について	令和4年 9月16日	原案可決
議案第44号	令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	令和4年 9月16日	原案可決
議案第45号	令和4年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算(第1号)について	令和4年 9月16日	原案可決
議案第46号	令和4年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	令和4年 9月16日	原案可決
議案第47号	令和4年度五ヶ瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	令和4年 9月16日	原案可決
議案第48号	工事請負契約の締結について	令和4年 9月16日	原案可決
議長発議	五ヶ瀬町選挙管理委員会委員及び選挙管理委員会委員補充員の選挙について	令和4年 9月16日	指名推選
	当選人 【選挙管理委員会委員】 白瀧徹哉 宮崎信雄 高田美恵子 篠村千登勢 【選挙管理委員会委員補充員】 齊家晃 武内秀元 田原昭生 廣本憲史		
発議第6号	議員派遣について	令和4年 9月16日	原案可決

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員